

山陽小野田市文化協会助成金交付要項

(目的)

第1条 山陽小野田市文化協会加入団体及び文化団体が行う事業に対し、当該事業の経費の一部を助成し、文化団体の育成並びに芸術文化活動の振興、推進を図ることを目的とする。

(助成の対象)

第2条 助成の対象となるものは、次に掲げるものが、原則市内で開催する事業とする。

- (1) 文化協会団体会員
- (2) 文化協会団体会員が共同で事業をする場合の代表団体（実行委員会を含む）
- (3) その他、特に会長が認める、山陽小野田市内を主たる活動の拠点とする文化団体。ただし、所在地、組織、運営が明確な団体に限る。

(助成の対象経費)

第3条 助成の交付の対象となる経費は、前条各号に掲げる団体（以下「団体等」という。）が、次の各号に掲げる事業に要する経費とする。

- (1) 団体等が主催する10年毎に開催する事業
- (2) 団体等が引き受けて実施する県レベル以上の事業
- (3) 文化協会に加入する複数の団体等が、共同で開催する事業
- (4) その他、会長が特に認める、広く市民を対象としている芸術文化事業

2 前項各号のいずれかに該当する事業であっても、次のいずれかに該当する事業については、対象とならない。

- (1) 営利を目的とする事業
- (2) 特定の政治活動または宗教活動に利用されるおそれのある事業
- (3) その他、常任理事会で適当でないと認めた事業

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、事業に要する経費の2分の1以内、かつ、自己負担額の範囲内の金額とし、予算の範囲内において定める。ただし、限度額を次のとおりとする。

- (1) 前条第1項第1号、第3号及び第4号 50,000円
- (2) 前条第1項第2号 100,000円

(助成金の交付申請)

第5条 助成を受けようとする団体は、事業を開催しようとする年度の4月10日までに助成金交付申請書及び収支予算書（別紙様式）を、次の書類を添付して、会長に提出しなければならない。ただし、会長が特に認めたときは、この限りでない。

- (1) 事業開催要項
- (2) 申請団体の規約または会則

(助成金の交付決定)

第6条 前条の期限までに申請書の提出があった場合においては、総会開催直前の常任理事会で審議し、助成金を交付することが適当であると認めたときは、助成金の交付を決定し、当該年度の予算に計上し、その旨を書面にて申請者に通知するものとする。

2 前条ただし書きの申請があった場合においては、会長は必要に応じ、常任理事会を招集し、審議し、助成金を交付することが適当であると認めたときは、助成金を交付し、翌年度の総会で報告する。

(事業の変更及び中止)

第7条 助成金の交付の決定を受けたもの（以下「助成対象者」という）は、事業の内容等を変更、または中止するときは、速やかに、その内容を書面にて会長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、助成金の交付決定額を変更する必要があると認めるときは、助成金の金額を変更して交付の決定をすることができる。

(事業の報告)

第8条 助成対象者は、申請事業の終了後、速やかに助成金交付事業実績報告書及び収支決算書を、事業の実施内容が分かるものを添付して会長に提出しなければならない。

(助成金の確定及び交付)

第9条 会長は、助成対象者から、助成金交付事業実績報告書等の提出があったときは、内容を審査し、助成金の金額を確定させ、助成金を交付するものとする。

2 助成金の交付を受けようとするときは、助成対象者は、会長に請求書を提出しなければならない。

3 会長は、事業の遂行上、必要があると認めるときは、決定額の範囲内で助成金

を事業終了前に助成対象者に交付することができる。

（助成金の交付の決定の取消及び返還）

第10条 会長は、助成対象者が次に掲げるいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の取消、またはすでに交付した助成金の全部または一部について返還を命ずるものとする。

(1) この要項に違反したとき

(2) 助成金を交付目的以外で利用したとき

(3) 事業を中止したとき

(4) 助成金の金額を確定後、前条第3項の規定によりすでに交付した助成金が、その額を超えているとき

附 則

（施行日）

1. この要項は、平成17年6月28日から施行する。

（経過措置）

2. 平成17年度においては、予算の範囲内で常任理事会において全て交付決定する。

附 則

この要項は、平成22年4月22日から施行する。